

記者発表資料

発表年月日	送信枚数	発信元
令和7年9月5日	1枚 (本紙含む)	上郡記者クラブ事務局 担当：上岡 TEL：0791-52-1112 FAX：0791-52-5172

上郡町職員の懲戒処分について

このたび、下記のとおり懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

- 被処分者の属する所属名 上郡町教育委員会生涯学習課
- 被処分者の職名 主査
- 被処分者の年齢 50歳代
- 処分内容 減給 10分の1 1か月
- 処分年月日 令和7年9月5日（金）
- 事案概要

被処分者は、令和7年7月4日に業務上の指示に対して、見解の相違による意見の対立から、上司に対して侮辱的な暴言を発した。また、被処分者は、意見の相違による反論行為について正当性を主張し、上司への侮辱的な暴言に対し謝罪する意思がない。

このような行為は、職場の秩序を乱すだけでなく、町民の行政に対する不信を招く行為である。また、法律や各種規程を守るべき職員にあるまじき行為で、全体の奉仕者たる公務員の自覚に欠けるもので、公務員の信用を失墜させた。

※ 被処分者は、過去に身分上の上司への暴言や不穏当発言に対して懲戒処分である戒告を行っている。

■対応策

本町職員がこのような非違行為を起こさないよう、引き続き服務規律の確保について努めてまいります。

■問い合わせ先

部署：上郡町教育委員会 生涯学習課（担当：藤井）

住所：赤穂郡上郡町大持 278 番地

TEL：0791-52-2911 FAX：0791-52-6221

